

法律第十五号（平一五・三・三一）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金
支給法の一部を改正する法律

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一
部を次のように改正する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける
権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける
権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「百八十万円」の下に「、同条第五項の特別給付金にあつては二百
万円」を加える。

附則第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則第三十七項中「（平成八年法律第十五号）」を「（平成八年法律第十五号。附
則第四十五項において「平成八年法律第十五号」という。）」に改める。

附則第四十二項を附則第五十項とし、附則第四十一項の次に次の八項を加える。

42 平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ
り死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成十五年四月一日において第三
条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別
給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第二条に
規定する戦没者等の妻とみなす。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条
第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十一月一日とする。

44 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかか
り、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の妻（婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成十
五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する
者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取
得した者を除く。）は、第三条第二項に規定する者とみなす。

45 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十
五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦
傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読
み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる
者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ
つた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

46 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。))に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

47 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

48 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項及び第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

49 平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受

ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

- 11 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「同条第十項」の下に「又は第十一項」を加える。

附則第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

附則第五十二項を附則第五十九項とし、附則第五十一項の次に次の七項を加える。

- 52 平成五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみなす。

- 53 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ「平成十五年九月三十日」と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは「平成十五年十月一日」とする。

- 54 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成五年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第二条第一項第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む。)であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの(以下この項において「父母等」という。)は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫(当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日においてない場合にあつては、父母等と氏を同じくする子又は孫とする。)がいた父母等については、この限りでない。

- 55 前項の場合には、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」と読み替えるものとする。

- 56 平成五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の父母又は祖父母であつたことにより、平成十五年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏を同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいながつたもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいながつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいながつたものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。
- 57 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成十五年十月一日」とする。
- 58 附則第五十二項、第五十三項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成十五年十月一日とする。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）